

防地施（事）第168号
28.4.1

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

在日合衆国軍隊の用に供する国有財産及び民公有財産の一時使用等の許可に係る審査基準等について（通達）

標記について、国有財産に係るものにあつては別添1によることとされ、民公有財産に係るものにあつては別添2のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、在日合衆国軍隊の用に供する国有財産及び民公有財産の一時使用等の許可に係る審査基準等について（施本第1753号（CFA）。平成6年9月30日）は廃止する。

- 添付書類：1 蔵理第3939号（平成6年9月30日）
2 在日合衆国軍隊の用に供する民公有財産の一時使用等の許可に係る審査基準等

○在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の一時使用等を許可する場合の取扱いの基準
について

〔平成6年9月30日〕
蔵理第3939号

改正 平成13年 5月28日財理第2027号
平成19年 8月31日財理第3506号
平成28年 3月29日財理第1095号

大蔵省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

標記のことについて、別紙のとおり各省各庁官房会計課長及び防衛施設庁次長あて通達したから、通知する。

別紙

在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の一時使用等を許可する場合の
取扱いの基準について

〔平成6年9月30日〕
蔵理第3939号

大蔵省理財局長から各省各庁官房会計課長、防衛施設庁次長宛

標記のことについて、別紙のとおり定めたから、通知する。

なお、この通達の趣旨は、行政手続法（平成5年法律第88号）の施行に伴い、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第4条第1項に規定する国有財産の一時使用等を許可する場合の取扱いの基準に係る指針を示したものである。

別紙

在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の一時使用等を許可する場合の取扱いの基準

(使用又は収益を許可する範囲)

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第4条第1項の規定により、在日合衆国軍隊に提供中の国有財産をその用途又は目的を妨げない限度において、国以外の者が使用又は収益（以下「一時使用等」という。）することを許可できる範囲の基準は、次に掲げるいずれかに該当する場合とする。

- (1) 公共用又は公益事業の用に供するため使用させるとき
- (2) 材料置場等として短期間使用させるとき

(一時使用等の許可の手続等)

2 申請等

(1) 提供中の国有財産を特定の用途に供するため一時使用等の許可を受けようとする者（以下「一時使用等申請者」という。）がある場合において、当該財産が財務省所管一般会計所属普通財産（以下「普通財産」という。）であるときは地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。以下「地方防衛局等」という。）の長に対し、また、当該財産が普通財産以外の国有財産であるときは、当該財産を所管する各省各庁の部局等（以下「関係部局等」という。）の長に対し、当該一時使用等申請者から、一時使用等申請書を提出させるものとする。

(2) 地方防衛局等の長は、一時使用等申請者に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に関係図面を添付して提出させるものとする。

イ 申請者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名）

ロ 一時使用等の許可を受けようとする国有財産の施設名、所在地、区分及び数量

ハ 一時使用等の目的及び利用計画

ニ 使用期間

ホ 一時使用等の許可を受けようとする国有財産について現状変更（建物の新築等を含む。）を必要とするときは、その現状変更に係る部分の区分・数量・変更の内容及び理由

ヘ その他必要と認める事項

(3) 一時使用等申請書が提出された場合において、当該事案の内容が上記1に該当するときは、地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、現地合衆国軍隊の意向を確認の上、施設分科委員会の提案手続をとるものとする。

- (4) 地方防衛局等の長及び関係部局等の長は、当該事案の内容が次のイからニまでのいずれかに該当するときは一時使用等の許可を拒否するものとし、行政手続法第8条の規定により、一時使用等申請者に対し理由を書面により示さなければならない。
- イ 上記1に該当しないとき。
 - ロ 現地合衆国軍隊の内諾が得られなかったとき。
 - ハ 合同委員会において承認が得られなかったとき。
 - ニ その他当該財産の管理上支障があると認められるとき。

3 期間

一時使用等の許可の期間は、一年以内においてその一時使用等の態様によってこれを定めるものとする。ただし、更新することを妨げない。

4 使用料

提供中の国有財産（土地及び建物）を一時使用等させる場合の使用料については、平成13年3月30日付財理第1308号「普通財産貸付事務処理要領」通達に定めるところにより算定した年額貸付料に相当する額によるものとし、この場合において、在日合衆国軍隊の使用条件によりその利用が制限されるものであるときは、これらの条件を考慮して上記通達による年額貸付料に相当する額を修正した額によることができる。

ただし、法令の規定により無償貸付ができる者に一時使用等させる場合においては、当該財産を無償で使用させることができる。

5 一時使用許可

地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、一時使用等の許可をする場合においては、一時使用等申請者に許可書を交付するとともに、請書を徴するものとする。

この場合の許可書には、下記6から11までに関する事項及び次の(1)及び(2)に掲げる事項、その他必要な事項に関する条件を付するものとする。

- (1) 一時使用等の権利が消滅する場合、一時使用等の許可の内容又はそれに付帯した条件を変更する場合、使用財産の一時使用等を中止させる場合、及び一時使用等の許可を取り消す場合において、使用者に損失が生じることとなっても、使用者は国に対してその補償を請求しないこと。
- (2) 使用者が一時使用等の許可の期間中に投じた必要費、有益費等については、使用者は国に対してその補償を請求しないこと。

6 条件の変更

一時使用等の許可の期間中に、その使用財産について合同委員会の合意条件（現地協定を含む。以下同じ。）が変更されたときは、地方防衛局等の長又は関係部局等の

長は、その変更された条件に基づいて、一時使用等の許可の内容又はこれに付帯した条件の変更を行うものとする。

7 維持保全

地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、使用財産については、使用者に現状のまま一時使用等をさせ、かつ、その維持保全を行わせるものとする。

8 現状変更等

地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、使用者から使用財産について、改築、改造その他の現状変更の申請があった場合において、その現状変更の事由がやむを得ないと認められ、かつ、それが在日合衆国軍隊の使用に支障をきたさないものと認められるときは、上記7の規定にかかわらずその申請を承認することができる。

ただし、現状変更に要する費用は、使用者の負担とする。

9 一時使用等の中止等

一時使用等の許可の期間中に、合同委員会の合意条件に基づいて、在日合衆国軍隊が使用財産を一時的に使用することになった場合においては、地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、その使用者に遅滞なく一時使用等を中止させたのち、在日合衆国軍隊の用に供するものとする。

この場合において、一時使用等の許可の期間が満了する以前に在日合衆国軍隊の使用が終わったときは、地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、その残存期間について、引き続き従前の使用者に一時使用等をさせることができる。

10 許可の取消し

地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、次の各号の一に該当する場合においては、一時使用等の許可の取消し又は許可の内容の変更をしなければならない。ただし、次の(2)に該当する場合において、違反の事実が軽微なものであり、かつ、許可を取り消すことが不相当であると認める事由があるときは、この限りでない。

- (1) 使用財産の一部又は全部を一時使用等の許可をすることができる国有財産の範囲から除外することについて、在日合衆国軍隊との間に合意が成立したとき、又は合同委員会の合意条件に基づき合衆国軍隊から通告があったとき。
- (2) 使用者が一時使用等の許可に付帯した条件に違反したとき。

11 財産の返還

地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、次の各号の一に該当する場合においては、使用者に使用財産を原状に回復の上、遅滞なく返還させなければならない。

- (1) 一時使用等する権利が消滅したとき。
- (2) 一時使用等の許可を取り消したとき（許可内容の変更により一時使用等できる財産の範囲が縮小されたときを含む。）。
- (3) 使用者から使用財産の一時使用等を辞退する旨の申出があったとき。

12 聴聞手続等及び理由の提示

地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、許可の取消し若しくは一時使用等の中止等の不利益処分をする場合においては、行政手続法第13条第1項に基づく聴聞若しくは弁明の機会に関する手続を経るとともに、同時に、同法第14条に基づき当該不利益処分の理由を書面により示さなければならない。

13 教示

地方防衛局等の長又は関係部局等の長は、一時使用等の許可又は許可の取消し等の行政処分をする場合においては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項に定める教示をするものとする。

ただし、一時使用等の許可の更新に対して、同一財産の同一条件による一時使用等を許可する場合で、前回の許可の際教示しているときはこの限りでない。

14 特例処理

この通達により難い特別の事情があるものについては、地方防衛局等の長は財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）又は関係部局等の長と協議の上、処理することができる。

なお、この場合において、財務局長が普通財産の協議に係る処理を行おうとするときは、理財局長の承認を得なければならない。

在日合衆国軍隊の用に供する民公有財産の 一時使用等の許可に係る審査基準等

1 使用又は収益を許可する範囲

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、在日合衆国軍隊に提供中の民公有財産（以下「提供民公有財産」という。）をその用途又は目的を妨げない限度において、国以外の者の使用又は収益の許可（以下「一時使用等の許可」という。）ができる範囲の基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 公共の利益となる事業の用に供する場合
- (2) 申請に係る提供民公有財産を国に供与している者（以下「所有者等」という。）の用に供する場合
- (3) 使用又は収益の期間が短期間である場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、地方防衛局長又は地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。以下「地方防衛局長等」という。）が特別の理由により一時使用等の許可をすることを必要と認め、あらかじめ地方協力局長に協議してその承認を得た場合

2 一時使用等の許可の申請

地方防衛局長等は、一時使用等の許可の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）から次に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、名称、住所及び代表者名）
- (2) 申請に係る提供民公有財産の所在する施設名、所在地、区分（種目）及び数量
- (3) 使用又は収益の目的及び内容
- (4) 使用又は収益の期間
- (5) 使用料
- (6) 申請に係る提供民公有財産について現状変更（建物又は工作物の新設を含む。以下同じ。）をしようとする場合は、現状変更に係る部分の区分（種目）及び数量並びに現状変更の内容及び理由
- (7) その他地方防衛局長等が必要と認める事項

3 施設分科委員会への提案の上申

地方防衛局長等は、一時使用等の許可をしようとするときは、現地合衆国軍隊の意向を確認の上、地方協力局次長に対し施設分科委員会への提案の上申書を提出しなければならない。

4 一時使用等の許可の拒否

地方防衛局長等は、当該事案の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、一時使用等の許可を拒否するものとし、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条の規定により、申請者に対し理由を書面により示さなければならない。

- (1) 第1項第1号から第4号までに該当しない場合
- (2) 現地合衆国軍隊の内諾が得られなかった場合
- (3) 合同委員会において承認が得られなかった場合
- (4) その他当該財産の管理上支障があると認められる場合

5 一時使用等の許可の期間

一時使用等の許可の期間及び当該期間の更新は、使用又は収益の態様に応じて1年以内とするものとする。

6 使用料

- (1) 使用料は、一時使用等の許可をする提供民公有財産（以下「使用財産」という。）に係る使用又は収益の期間の属する年度（以下この号において「当該年度」という。）の1年分の賃借料相当額（イーズメント使用料の算定について（防地施（事）第169号。28. 4. 1）第1第2項に規定する賃借料相当額をいう。以下この項において同じ。）に、イーズメント使用料等算定基準の例によって得た割合を乗じて得られる額を年額とし、使用又は収益の期間に応じて年額又は月額（月未満の端数を生じたときは、日数に応じて日割計算する。）をもって定める。ただし、当該使用又は収益の期間に対応する当該年度の賃借料相当額の100分の90を超えないものとする。
- (2) 次号の規定により使用料を減額して改定することが見込まれる場合の使用料は、前号の規定により算定される使用料（次号の規定により改めて算定されるものを除く。以下「第1号使用料」という。）に100分の80を乗じて得た額をもって定める。
- (3) 地方防衛局長等は、使用又は収益の期間中又はこの期間満了後に使用財産に係る賃借料相当額が改定された場合には、改定後の賃借料相当額を基に、第1号の規定により改めて使用料を算定し、提供民公有財産一時使用許可書の使用料を改定するものとする。
- (4) 地方防衛局長等は、使用料が第2号の規定によるものである場合において、前号に規定する使用財産に係る賃借料相当額の改定がなかったときは、第1号

使用料をもって使用料とし、提供民公有財産一時使用許可書の使用料を改定するものとする。

- (5) 前4号の規定にかかわらず、飛行場、電柱敷その他の国有財産について、特に定めのある場合には、これを準用する。
- (6) 地方防衛局長等は、使用料を前納させるものとする。ただし、特別の事情があるときは、分割して定期に前納させることができる。
- (7) 地方防衛局長等は、使用者が使用料を指定納入期日までに納入しないときは、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する率により計算した金額を延滞金として徴さなければならない。
- (8) 地方防衛局長等は、第10項の規定により使用又は収益を中断させ、第11項第1号の規定により一時使用等の許可等を取り消し、又は法第4条第2項の規定により使用又は収益の権利が消滅した場合には、請求に基づき使用料の一部若しくは全部を免除し又は返還することができる。

7 一時使用等の許可

- (1) 地方防衛局長等は、日本国と合衆国との間に合意が成立した旨の地方協力局次長からの通知があった後、一時使用等の許可を提供民公有財産一時使用許可書を交付して行うものとする。
- (2) 地方防衛局長等は、一時使用等の許可に際して必要と認めるときは、許可の条件の一部を変更することができる。

8 使用の方法等

- (1) 地方防衛局長等は、使用財産について現状変更を伴わない一時使用等の許可をした場合は現状のまま、現状変更を伴う一時使用等の許可をした場合はその範囲で使用者に使用又は収益をさせ、かつ、維持保存をさせなければならない。
- (2) 地方防衛局長等は、使用者が使用財産について支出した必要経費及び有益費その他の費用の償還はこれを行わないものとする。

9 現状変更

地方防衛局長等は、一時使用等の許可に係る部分の現状変更については、当該現状変更が合衆国軍隊の正規の使用の目的にとって有害でないこと、及び必要やむを得ないものであることが確認されたときに限り認めるものとする（一時使用等の許可をした後における現状変更についても同様とする。）。

10 使用又は収益の中断

- (1) 地方防衛局長等は、使用又は収益の期間中に、協定条件（日本国とアメリカ

合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第4項（a）ただし書による合意（これに基づく現地協定を含む。）をいう。次項において同じ。）に基づいて合衆国軍隊が使用財産を一時的に使用することとなったときは、使用者の使用又は収益を直ちに中断させ、合衆国軍隊の用に供さなければならない。

- (2) 前号の規定により使用又は収益を中断させた使用財産について合衆国軍隊の当該使用が終了した時になお使用者の一時使用等の許可の期間が満了していない場合は、従前の使用者に引き続き使用又は収益をさせるものとする。

11 一時使用等の許可の取消し

地方防衛局長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、一時使用等の許可の全部又は一部を取り消さなければならない。

- (1) 合同委員会において、使用財産に関する従前の合意に抵触する新たな合意が成立した場合又は協定条件に基づき使用又は収益を終了させるよう合衆国政府から通告があった場合
- (2) 使用者が一時使用等の許可の条件に著しく違反した場合
- (3) 使用者が使用期間の開始後30日を経過しても正当な理由なく使用又は収益を開始しない場合

12 使用財産の返還

- (1) 地方防衛局長等は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、使用者から遅滞なく使用財産を国に返還させなければならない。

ア 法第4条第2項の規定により使用又は収益の権利が消滅した場合

イ 一時使用等の許可の期間が満了した場合

ウ 前項の規定により一時使用等の許可を取り消した場合

エ 使用者が使用又は収益を辞退した場合

- (2) 地方防衛局長等は、現状変更を伴う一時使用等の許可をしている使用財産を返還させるときは、使用者の負担で当該使用財産を原状に回復させなければならない。ただし、地方防衛局長等は前号アの規定により使用財産を返還させる場合は、所有者等の同意を得て使用者の原状回復の義務を免除することができる。この場合において、地方防衛局長等は所有者等が損失の補償を請求するときは、使用者に原状回復費相当額又は現状変更により生じた損失相当額を国又は所有者等に補償させなければならない。
- (3) 地方防衛局長等は、前号の規定により使用者に原状回復をさせた場合には、原状回復の工事期間中の使用料に相当する額を管理費として使用者に負担させなければならない。

13 聴聞手続等及び理由の提示

地方防衛局長等は、許可の取消し又は使用若しくは収益の中断の不利益処分をする場合は、行政手続法第13条第1項の規定により聴聞又は弁明の機会に関する手続を経るとともに、同時に、同法第14条の規定により当該不利益処分の理由を書面により示さなければならない。

14 教示

地方防衛局長等は、一時使用等の許可又は許可の取消し等の行政処分をする場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項に規定する教示をするものとする。ただし、一時使用等の許可の更新に対して、同一財産の同一条件による一時使用等を許可する場合で、前回の許可の際教示しているときはこの限りでない。

15 所有者等の利益尊重

地方防衛局長等は、一時使用等の許可に際しては、所有者等の利益を損なうことのないよう措置しなければならない。

16 所有者等に対する特例

地方防衛局長等は、所有者等から一時使用等の許可の申請がなされた場合には、第5項から第7項までの規定にかかわらず、駐留軍の用に供する土地等の賃借等の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第76号）第41条に規定する改定契約を行うことにより所有者等に使用又は収益させることができる。この場合には、当該契約によって、許可の条件と同一内容の条件を約定するものとする。ただし、地方防衛局長等が必要と認める場合には、許可の条件と異なる条件を約定することができる。

17 特殊事例

地方防衛局長等は、この通達により難しい場合は、地方協力局長に協議しなければならない。

18 細部事項

この基準を実施するために必要な細部の取扱いについては、地方協力局長の定めるところによるものとする。